

いわき市医学生応援修学資金 FAQ

【制度全般】

Q いわき市医学生応援修学資金とはどのような制度ですか。

A 将来、いわき市内の病院に医師として勤務しようとする医学部生に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、市内病院に勤務する医師の確保を図ることを目的とした制度です。

Q 給付型の奨学金ですか。

A 本制度は貸与型です。ただし、卒業後に一定の要件（勤務義務）を全て満たした場合には、返還債務の全部または一部が免除されます。

Q いわき市出身でなくても申請できますか。

A 可能です。出身地による制限はありませんが、卒業後に市内病院で勤務する意思が必要です。

【応募資格・学年】

Q どの学年から申請できますか。

A 医学部の新生から在学学生まで、すべての学年が対象です。

なお、貸与期間は1年ごととなっており、貸与を受ける期間を選択することができます。継続して貸与を希望する場合は、毎年度、所定の手続きを行っていただきます。

Q 留年した場合はどうなりますか。

A 正規の修業年限を超える期間については貸与されません。進級するまでの間、貸与は停止します。

【貸与額・貸与方法】

Q 貸与額はいくらですか。

A 月額 235,000 円です。

Q 初回はいつ振り込まれますか。

A 初回は4月から7月分を一括して、7月中旬頃に貸与する予定です。その後は、当月分を月末までに貸与します。

【申請手続・選考】

Q 申請はどのように行いますか。

A 募集期間内に、必要書類を簡易書留で医療対策課へ提出してください。

Q 提出書類にはどのようなものがありますか。

A 申請書、在学証明書、成績証明書、戸籍抄本、履歴書、レポート、保証人の所得証明書等です。

Q 選考はどのように行われますか。

A 書類審査および個別面接により、制度趣旨への理解、将来の進路意向等を総合的に判断します。

Q 面接日に予定があり、日程の変更は可能ですか。

A やむを得ない事情がある場合には、事前に医療対策課へご連絡ください。日程変更の可否については、個別に協議の上、対応を検討します。

【保証人】

Q 保証人は必要ですか。

A 成年者の保証人が2名必要です。

Q 保証人の条件はありますか。

A 1名は親族、もう1名は独立の生計を営み、返還能力を有する方である必要があります。

Q 同居している両親が保証人になることは可能ですか。

A 同居している場合であっても、就職や年金等により収入を得ており、扶養されていなければ、独立の生計を営む方として保証人となることが可能です。

【貸与中の手続き】

Q 貸与期間中、毎年提出が必要な書類はありますか。

A 貸与を継続するため、毎年度、在学証明書や学業成績表等、条例および規則で定める書類を提出していただきます。提出がない場合は、貸与を一時保留することがあります。

Q 病気や留学などで休学した場合、修学資金はどうなりますか。

A 休学している期間については、修学資金の貸与は行われません。
復学後は、所定の手続きを行うことで、貸与を再開することができます。

【卒業後の進路・勤務】

Q 卒業後は必ず市内病院で勤務しなければなりませんか。

A 返還免除を受けるためには、市内病院での勤務が必要です。

Q 勤務する病院は指定されますか。

A 市内病院の中から、ご自身で選択できますが、市が勤務先を保証するものではありません。

Q 1つの病院で連続勤務する必要はありますか。

A 1つの病院で続けて勤務する必要はありません。市内病院であれば、複数の病院での勤務や、途中に空白期間がある場合でも、勤務した期間を合算（通算）して判断します。

Q 市内病院には、どのくらいの期間、勤務する必要がありますか。

A 修学資金の貸与を受けた年数と同じ期間、卒業後に市内病院で勤務する必要があります。
勤務期間は、1つの病院に限らず、複数の市内病院での勤務を通算して計算します。

Q 初期研修（2年間）は、市内病院での勤務期間として扱われますか。

A 市内病院で行う初期研修（臨床研修）の期間については、市内病院の医師として在職した期間として通算されます。

Q 勤務する診療科に制限はありますか。

A 診療科の指定や制限はありません。市内病院において医師として勤務していれば、どの診療科であっても返還免除の対象となります。

【勤務義務期間中の取扱い】

Q 勤務義務期間中に、育休・病休等を取得した場合、在職期間はどのように計算されますか。

A 病気休暇などの休職、停職、育児休業の期間については在職期間から除きます
それ以外の実際に勤務した期間を通算して、返還免除要件の判断を行います。

【返還免除】

Q 全額免除となる条件は何ですか。

A 大学卒業後2年以内に医師となり、市内病院での通算在職期間が貸与期間に達した場合です。

【返還・利息】

Q 返還が必要になるのはどのような場合ですか。

A 退学した場合、所定の勤務義務を果たさなかった場合、医師免許を取得できなかった場合などです。

Q 返還時に利息はかかりますか。

A 年利10%の利子を付して一括返還となります。

Q 利息は、貸与期間終了後の期間についても発生しますか。

A 利息の算定対象となる期間は、実際に修学資金の貸与を受けていた期間（年数）であり、貸与が終了した後の期間については、利息の対象とはなりません。

Q 返還期限の猶予はありますか。

A 疾病、災害等やむを得ない事情がある場合、猶予が認められることがあります。

Q 原則は一括返還とされていますが、多額となり返還が困難な場合はどうなりますか。

A 原則として一括返還となりますが、災害や疾病その他やむを得ない事情があると認められる場合には、返還期限の猶予や分割返還が認められることがあります。具体的な取扱いについては、医療対策課へご相談ください。

【併用制度】

Q 他の奨学金・修学資金と併用できますか。

A 一定条件を満たす場合に可能です。事前に医療対策課へご相談ください。